

「顧客本位の業務運営に関する原則（改訂案）」に対する意見書

2024年（令和6年）7月29日

全国証券問題研究会

代 表 石 川 真 司

副 代 表 牧 野 一 樹

副 代 表 正 木 健 司

事務局長 平 野 憲 子

令和6年7月2日に公表された「金融審議会 市場制度ワーキング・グループ 報告書—プロダクトガバナンスの確立等に向けて—」における提言を踏まえ、同日、「顧客本位の業務運営に関する原則」の改訂案が公表された。

当研究会は、金融商品取引被害を被害者側代理人として取り扱う弁護士により構成され、金融商品取引による被害の予防及び救済の実現を目的として活動する団体である。金融商品取引被害の予防の観点から、顧客本位の業務運営に関する原則（改訂案）に関し、次のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

「顧客本位の業務運営に関する原則」に「プロダクトガバナンスに関する補充原則」（以下「補充原則」という。）を新たに定める改訂案に賛成する。但し、「補充原則」については、今後、法定化も検討されるべきである。

第2 意見の理由

1 適合性原則及び説明義務の実効性の高まり（補充原則に関する基本的な考え方〈製販全体としての顧客の最善の利益の実現〉）

「補充原則」に基づく製販全体としての取組みにより、販売会社における顧客への金融商品の提供に当たっての適合性原則及び説明義務の実効性が高まることが期待されるとの点に賛同する。

2 想定顧客属性の特定（補充原則3.）

想定顧客属性の特定を特定するに当たって、金融商品の特性等に応じて具体的に定めるとともに、必要に応じて想定される販売方法にも留意すべきとの点、商品を購入すべきでない顧客を特定すべきとする点、複雑な金融商品等について、より詳細な想定顧客属性を慎重に特定すべきとする点に、賛成

する。

なお、想定顧客属性の把握においては、リスク許容度（損失負担許容性）が重視されるべきである。

3 金融商品の組成後の対応（補充原則4.）

金融商品の組成時のみならず、組成後においても、金融商品のリスク・リターン・コストの合理性を検証すべきとの点に賛成する。

合理性の検証のあり方については、今後、その具体化・標準化（スタンダードな取組み）が図られるべきである。また、金融商品の販売に携わる金融事業者との情報連携のあり方において、検証資料の保存など、第三者による事後的検証が行えるような方策も盛り込むべきである。

4 顧客に対する情報提供等（補充原則5.）

金融事業者は、運用体制やプロダクトガバナンス体制等について、顧客に対し、分かりやすい情報提供を行うべきとする点について、賛成する。

ただし、プロダクトガバナンスが実効的に機能していくためには、顧客と金融事業者との間には、情報力・専門性・組織力・交渉力に格段の差があることから、顧客に対する情報提供がなされるだけでは十分ではないし、組成会社・販売会社双方の自主規制機関等による連携だけでも足りない。

そこで、金融庁は、各金融事業者のプロダクトガバナンスへの取組み状況等を適時適切にモニタリングした上で、広く国民に対し、金融事業者の取組み状況について、分かりやすく一覧性のある比較情報を提供することにより、国として、顧客本位の業務運営・顧客の最善の利益の実現を後押しすべきである。

5 顧客本位の業務運営を実現し、顧客の最善の利益を一層図るべく、「補充原則」については、今後、法定化も視野に検討が進められるべきである。

以 上